

公 告

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 古地 宗 則
(公 印 省 略)

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 大型車両整備用オートリフトの撤去及び設置
- (2) 履行場所 航空自衛隊新田原基地
- (3) 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日
- (4) 契約方法 確定契約

2 入札日時 令和8年10月30日(金) 14時00分

3 入札方式 一般競争入札

4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

5 参加資格

- (1) 令和7・8・9年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」A、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 防衛省 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金:免除、契約保証金:免除

8 契約書等作成の必要の有無 有

9 説明会 なし

10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ

11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項の役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項の関係条項による。

12 その他

- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
- (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
- (5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着(土日祝日を除く。)とする。
- (6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊新田原基地 第5航空団会計隊契約班 担当: チェサナウ

TEL 0983-35-1121(内線)5739 FAX 0983-35-1805(直通)

入 札 書

令和 8 年 10 月 30 日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 古 地 宗 則 殿

¥

(消費税別)

住 所
会 社 名
代 表 者 名

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

履行期間：契約締結日～令和9年3月31日

履行場所：航空自衛隊新田原基地

品名(件名)	規 格	単 位	数量	単価	金 額	備 考
大型車両整備用オートリフトの撤去及び設置	仕様書のとおり	式	1			
	— 以下余白 —					
合 計						

* 同等品で見積もる場合、あらかじめ同等品確認申請書により確認を受けるものとする。

価格調査

令和 8 年 10 月 19 日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 古地 宗則 殿

$$\mathbb{Y}$$

(消費税別)

住所
会社名
代表者名

履行期間：契約締結日～令和9年3月31日

履行場所：航空自衛隊新田原基地

内 訳

[illegible]

*同等品で見積もる場合、あらかじめ同等品確認申請書により確認を受けるものとする。

内 訳

No.1

施 -044
雑運営費

番号	品 名	規 格	単位	数量	単価	金額	備考
1	大型車両整備用 オートリフトの撤去及 び設置	仕様書のとおり					
2	既存大型車両整備 用オートリフト撤去 費	仕様書のとおり バンザイ TSL-PL360L-T	式	1			
3	既存大型車両整備 用オートリフト搬送 費	仕様書のとおり バンザイ TSL-PL360L-T	式	1			
4	土間・コンクリート役 務	仕様書のとおり	式	1			
5	鉄筋・型枠役務	仕様書のとおり	式	1			
6	新設リフト据付役務	仕様書のとおり	式	1			
7	廃材収集運搬費	仕様書のとおり	式	1			
8	廃材処分費	仕様書のとおり	式	1			
9	諸雑費		式	1			
		以下余白					
	計						

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	共 通 仕 様 書	
物 品 番 号	4910-423-6388-5 PNWSL-2P280-T	仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	大型車両整備用オートリフトの 撤去及び設置	新基LPS-B49002	
		承 認	令和8年 9月 1日
		作 成	令和8年 9月 1日
		改 正	年 月 日
		作成部 隊等名	車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊新田原基地（第5航空団整備補給群車両器材隊で使用
する大型車両整備用オートリフト（以下「オートリフト」という。）の撤去及び設置
について適用する。

1.2 用語の定義

技術資料 オートリフトの製造会社が作成した取扱説明書、据付要領等の文書及
び図面をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕
様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とす
る。なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法
令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 法令等

- 1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 5) 環境基準法（平成5年法律第91号）

2 役務に関する要求

2.1 一般事項

- a) 役務の作業を実施する際は、監督官の指示に従い実施するものとする。
- b) 役務に関する事項において調整が必要な場合は、監督官と調整するものとする。

2.2 役務実施場所

役務実施場所は、図1のとおり。

2.3 撤去

撤去するオートリフトは、表1に示す。

文書管理者：第5航空団整備補給群車両器材隊長 作成年月日：2026.9.1 保存期間：5年
保存期間満了日：2032.3.31 枚数：6枚 配布先：なし

品名	大型車両整備用オートリフトの撤去及び設置
----	----------------------

表 1－撤去オートリフト

品名	製造会社	型式
大型車両整備用オートリフト	バンザイ	T S L－P L 3 6 0 L－T

物品番号	数量	単位
4 9 1 0－4 2 3－6 3 8 8－5	1	台

- b) 撤去するオートリフトの場所は、**図 2**に示す。
 c) 契約の相手方は、撤去したオートリフトを**図 1**の撤去品集積所へ運搬するものとする。

2.4 土間

- a) 土間に用いる基礎コンクリートは、最低 250mmとし、固定側集中 18 t，移動区分 18 t の荷重に耐える強度を有するものとする。
 b) 土間内床面は、排水用溝及び床面全体に水勾配 (1/100) を設けること。

2.5 設置

- a) 設置するオートリフトは、**表 2**に示す。

表 2－設置オートリフト

品名	製造会社	型式
大型車両整備用オートリフト	バンザイ	Q S L－C T 6 4 3 F K

物品番号	数量	単位
P N W S L－2 P 2 8 0－T	1	台

- b) 設置するオートリフトの場所は、**図 2**に示す。
 c) 設置完了後、技術資料に基づき検査及び機能点検を行うものとする。

3 品質保証等

3.1 契約不適合責任期間

契約不適合責任期間は、完成検査終了の翌日から起算し、契約条項に定める期間とする。

3.2 監督・検査

- a) **監督** 監督官は、作業現場に立ち会い、本仕様書のとおり本役務が実施されているか監督を行うものとする。
 b) **検査** 検査官は、提出書類、設置状況及び機能確認により検査を行うものとする。
 c) 契約の相手方は、検査官立会いのもと機能確認及び設置状況の検査を実施するものとし、検査の結果、不具合が確認された場合は契約の相手方の負担で補修等を実施し、再検査を受けるものとする。

4 関係法令の遵守

契約の相手方は、役務の履行に当たり、関係法令等に基づき役務の円滑な進行を図ること。また、関係法令の適用運用は、受注者の責任において行わなければならない。

5 施工管理

5.1 施行中の安全確保

品名	大型車両整備用オートリフトの撤去及び設置
----	----------------------

契約の相手方は、**建築基準法**、**労働安全衛生法**その他関係法令等に基づき、常に役務の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めなければならない。

5.2 施行中の環境保全

契約の相手方は、**建築基準法**、**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律**、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**、**環境基本法**その他関係法令等に基づき、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努めなければならない。

5.3 養生

契約の相手方は、既存施設部分、目的物の施工済み部分等について、汚損しないよう適切な処置を行うこと。

6 その他の指示

6.1 提出書類提出書類

a) 実施工程表

- 1) 契約の相手方は、実施工程表（様式任意）を作成し、着工1週間前までに、監督官に1部提出するものとする。
- 2) 契約相手方は、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督官に通知するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずるものとする。

b) 施工計画書

- 1) 契約の相手方は、目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書（様式任意）を作成し、着工1週間前までに、監督官に1部提出するものとする。
- 2) 契約の相手方は、施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督官に通知するとともに、施工等に支障がないように適切に措置を講ずるものとする。

c) 施工図（承認図）

- 1) 契約の相手方は、施工図（承認図）（様式任意）を作成し、着工1週間前までに、監督官に1部提出するものとする。
- 2) 契約の相手方は、施工図（承認図）の内容を変更する必要がある場合は、監督官に通知するとともに、施工等に支障がないように適切に措置を講じ、官の承認を受けるものとする。

d) 役務の記録等

契約の相手方は、施工の記録、役務写真及び2.5c)で実施した機能点検結果を整備した資料（様式任意）を作成し、完成検査前までに監督官に1部提出するものとする。

e) 役務完成通知書

契約の相手方は、**建築基準法**に基づき、役務完成通知書（様式任意）を完成検査前までに監督官に1部提出するものとする。

6.2 搬入器材の保管等

契約の相手方は、本役務の履行にあたり、次の事項について支援を必要とする場合には、事前に官側と調整の上、支援を受けることができる。

a) 搬入器材の保管

品名	大型車両整備用オートリフトの撤去及び設置
----	----------------------

b) その他必要と認められる事項

6.3 作業における官側の支援

契約の相手方は、官側と調整し、可能な範囲で現地におけるトイレ、水、電気、圧縮空気の便宜供与を受けることができる。

6.4 必要な資材・工具・器材その他消耗品等

本役務で必要な資材・工具・器材その他消耗品等は、すべて契約の相手方が準備するものとする。

6.5 発生材

- a) 契約の相手方は、発生材を建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処理するものとする。
- b) 発生材のうち、金属類に関しては、官側に引き渡すものとし、契約の相手方が、図1の撤去品集積所へ運搬するものとする。

6.6 情報保全

- a) 基地へ入門する車両にドライブレコーダーを搭載している場合、入門前にドライブレコーダーの電源を切り、機能の無効化措置を実施するものとする。
なお、ドライブレコーダー機能の無効化措置の履行状況については、監督官に確認を受けるものとする。
- b) 携帯電話の使用については、カメラ機能を含むすべての機能の使用を原則として禁止とする。
ただし、役務履行上必要とされる場合においては、監督官の指示を受け使用するものとする。

6.7 立ち入り

基地立ち入りについては、新田原基地部外者入門手続き等に関する達に従い、出入門するものとする。また、本役務実施中は、関係部署以外への立ち入りを原則として禁止する。

6.8 その他必要な事項

- a) オートリフトの撤去及び設置作業に当たっては、この仕様書によるほか、仕様書に明記されていない細部事項及び疑義が生じた場合には、監督官に報告し、契約担当官と協議するものとする。
- b) 履行場所においては、常に資器材等の整理整頓を行い、火災、窃盗及び事故防止に努めなければならない。
- c) オートリフトの撤去及び設置作業に際し、既存施設等を破損した場合は、監督官へ速やかに報告するとともに、請負業者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。

品名	大型車両整備用オートリフトの撤去及び設置
----	----------------------

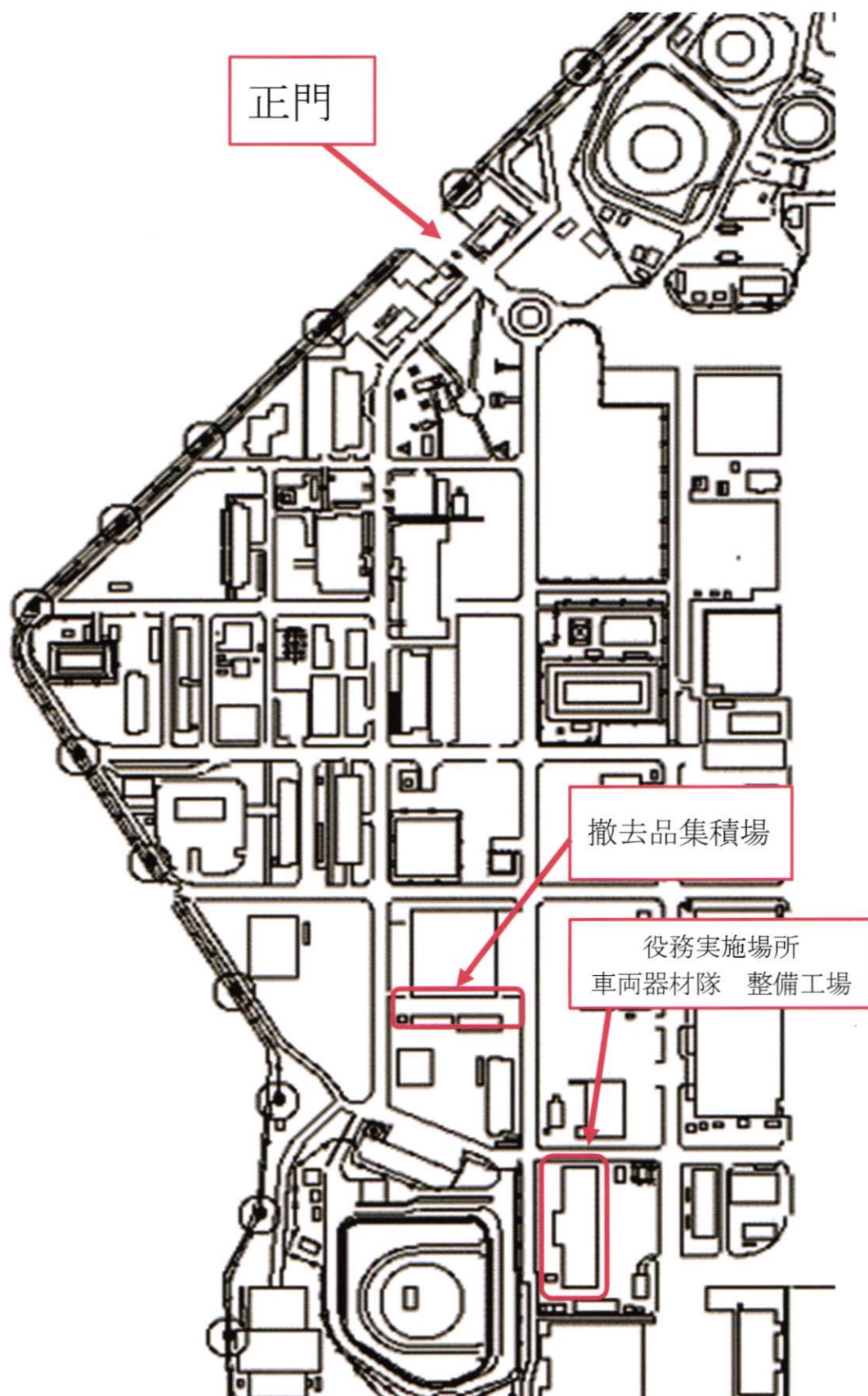


図 1－役務実施場所及び撤去品集積所

